

募集内容 障がいのある方で特別な支援を希望される方

障がいのある方を対象に修学支援（本学では「修学上の合理的配慮」と言います）を行っています。合理的配慮を希望される方には出願前に学習センターで事前面談を行い、安心して学習ができるようサポートします。面談では障がいの特性を伺い、対応できる合理的配慮について相談のうえ、決定します。

1. 出願までの流れ

合理的配慮に関する内容を確認

本学ウェブサイト（以下のURL参照）にアクセスし、希望する合理的配慮に関する内容を確認してください。

「障がいのある方への修学支援」 <https://www.ouj.ac.jp/reasons-to-choose-us/accessibility/support/>

トップページ＞選ばれる理由＞多様性とアクセシビリティへの配慮＞障がいのある方への修学支援
↓

修学上の合理的配慮申込書の提出 次の書類を準備し、所属を希望する学習センターに簡易書留または一般書留で送付してください（[学習センター・サテライトスペース案内図]参照）。

巻末に付属の「修学上の合理的配慮申込届」

関連する障害者手帳の写しや医師の診断書等、障がい等の状況が確認できる書類 ※面談時にご持参いただいても結構です。

締切 2 月 21 日（金曜日）必着

↓

面談日程の連絡

学習センターから面談の日程を連絡します。

面談は学習センターまたはサテライトスペースで行います。

↓

面談

履修の仕方等の学習相談も含めて、それぞれの障がいの特性や大学側の状況等を勘案した修学支援について検討します。

↓

出願

対応できる合理的配慮の決定後、出願期間中に出席をしてください（[新規・再入学の方の出願スケジュール]参照）。

出願票の「合理的配慮希望欄」に「1」を記入してください。

2. 面談日程の注意事項

合理的配慮申込届受領後、約 1 週間以内に当該学習センター等から面談の日程を連絡します。合理

的配慮申込届を送付して 1 週間程度経過しても連絡がない場合は、学習センター等に確認してください。

面談期限 2 月 28 日（金曜日）

面談期限が近い場合はあらかじめ学習センター等に相談してください。

希望日での面談が行えない場合や、次学期出願期間に面談を受けて合理的配慮を決定のうえ、出願していただく等のお願いをする場合があります。余裕をもって面談の申し出をしてください。

注意事項

納入された学費は、学期開始前までに入学を辞退された場合の授業料を除いて返還できません（[出願後の流れ 学費の納入]をあわせて確認してください）。

上記面談期限までに学習センター等での面談を受けないまま出願した場合は、入学後に希望される合理的配慮の対応ができない場合があります。その場合も、納入された学費は、学期開始前までに入学を辞退された場合の授業料を除いて返還できません。

各学習センターで対応できる修学上の合理的配慮は異なる場合があります。

前学期からの継続入学の場合も巻末に付属の「修学上の合理的配慮申込届」を提出し、面談を受けてください（所属学習センター、障がいの状況等に変更がない場合は、障害者手帳の写し等の再提出は不要です）。

出願後に科目登録の変更（追加、取り消し）はできませんので、学習センター等で相談・確認のうえ、出願してください。

新規入学・再入学の方で面接授業（スクーリング）またはライブWeb授業の登録申請を希望する方は、1 月 8 日（水曜日）までに出願手続きを完了し、入学許可書の到着後に本学のシステムWAKABAで科目登録申請をする必要があります（詳しくは※[出願準備から学習開始までの流れれ 新規入学の方/再入学の方 タイプ別スケジュール(新規入学・再入学) A 入学学期当初から面接授業の科目登録申請をしたい方]を確認してください）。

面接授業（スクーリング）またはライブWeb授業の科目登録申請前には、必ず当該授業を開講する学習センター等に、電話、FAX等で連絡のうえ、合理的配慮に関する事前相談をしてください。